

## 遺産分割協議書

被相続人 甲田太郎（平成25年3月1日死亡）の未分割の遺産につき、相続人甲田一郎（以下「甲」という。）と同 乙山花子（以下、「乙」という。）は、遺産分割協議の結果、以下のとおり合意した。

第1 甲と乙は、未分割の預金債権が以下のとおりであることを確認する。

- |           |     |        |                   |
|-----------|-----|--------|-------------------|
| (1) 金融機関名 | 支店名 | 丙銀行    | 丙支店               |
| 口座種類      |     | 普通預金口座 |                   |
| 名義人       |     | 甲田太郎   |                   |
| 口座番号      |     | 123456 |                   |
| 死亡時残高     |     | 1000万  | (平成25年2月1日通帳記載金額) |
| (2) 金融機関名 | 支店名 | 丁銀行    | 丁支店               |
| 口座種類      |     | 普通預金口座 |                   |
| 名義人       |     | 甲田太郎   |                   |
| 口座番号      |     | 987654 |                   |
| 死亡時残高     |     | 500万   | (平成25年2月1日通帳記載金額) |

第2 甲と乙は、未分割の有価証券等が以下のとおりであることを確認する。

- |        |       |
|--------|-------|
| (1) 種類 | 株式    |
| 株式発行会社 | 丙銀行   |
| 取扱金融機関 | 丙銀行   |
| 名義人    | 甲田太郎  |
| 株数     | 2000株 |
| 死亡時評価額 | 100万円 |

第3 甲と乙は、上記第1及び第2記載の遺産全てにつき、甲が解約・換金等の手続きをして現金化することとし、解約・換金等により得られた現金のうち800万円を乙が、その残額を甲が、それぞれ取得することを合意する。

第4 乙は、上記第1、2の解約・換金等の手続きに協力する。

第5 後日、他の遺産が発見されたときは、改めて分割協議するものとする。

第6 甲田家の祭祀は、甲が承継する。

第7 甲と乙は、本件遺産分割協議書に定める事項以外には、甲と乙の間で何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。